

敦賀市中心市街地活性化基本計画 の策定に向けて

I 敦賀市中心市街地活性化基本計画案の策定に向けての基本的事項

1. 基本方針

- ・敦賀市においては、平成11年3月に「港都（みなと）つるが交流文化の再生と創造」をテーマとした中心市街地活性化基本計画を策定し、駅周辺の中心市街地と港を組み込んだ区域設定と戦略的な事業メニューの設定を行った。
- ・また、平成14年7月には計画の推進主体となるTMO機関として「港都つるが株式会社」（第3セクター）を設立し、ソフト・ハード両面で積極的な事業展開に取り組んできた。
- ・本計画は、まちづくり三法の改正を踏まえ、上記の取り組みをさらに発展させるため、改正中心市街地活性化法に基づいて、新たな中心市街地活性化基本計画案を作成し、内閣総理大臣の認定を目指すものである。

2. 区域設定の考え方

- ・対象区域は、従前の基本計画の区域を基本とし、現行の「まち交」の区域を勘案しつつ、JR敦賀駅周辺と港のエリアを含む複眼的な区域を想定する。
- ・中心市街地活性化法の目的が、商業活性化だけでなく、居住も含めた都市機能の増進にまで拡大したことを踏まえ、地域における生活の場としての魅力を高める施設（例えば公園整備等）も視野に入れた区域設定を行う。
- ・区域設定にあたっては、基本計画の目的に沿うものであるとともに、有効な事業展開が図られる区域であることが求められることから、それらを十分に配慮して定める。

3. 基本計画に盛り込むべき事業に関連する法に基づく主な支援施策

【国土交通省関係】

○まちづくり交付金の拡充（市町村の提案枠を1割から2割に拡大）

→現在予定している事業に加えて、新たな市独自の提案事業を追加することが可能

[中心市街地内]

○暮らし・にぎわい再生事業（病院、文化施設等の立地促進、空きビル再生支援等）

→駅前の土地有効活用において、福祉、医療等の民間事業者の参入を想定し、その事業者に対する支援が可能

○まち再生出資業務等の拡充

○中心市街地共同住宅供給事業

→駅前の土地有効活用等において、優良な民間住宅供給に対する支援が可能

○街なか居住再生ファンド

○都市再生区画整理事業

【経済産業省関係】

[中心市街地内]

○戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

→商店街・商業者等が地権者などの幅広い参画を得て実施する商業活性化事業に対して重点的な支援が受けられる

- 実効性確保・診断サポート事業
- 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業
- 中心市街地商業等活性化支援業務委託事業
- 税制支援措置

4. 都市計画による対応

まちづくり三法の改正に伴って、都市計画法の一部改正が行われ、特に大規模集客施設の郊外立地を抑制することが中心市街地活性化計画認定の前提条件となっている。

このため、床面積が1万㎡を越える大規模集客施設（大規模店舗、映画館、展示場等）については、準工業地域内において都市計画法の特別用途地区の指定を行い、立地規制を図ることとする。

5. 協議会の設置

- ・計画の推進については、新中活法により、「中心市街地活性化協議会」の設置が新たに可能となった。（従来のTMOについては、中活法による法的な位置付けは廃止）
- ・法定構成員は、Aグループ（都市整備系）、Bグループ（商業振興系）の2グループから、各1以上の構成員が参画することが必要。
- ・また、設置者は、「必須構成員」と「任意構成員」で構成され、必須構成員は上記の都市整備系と商業振興系の各1以上で構成。
- ・任意構成員は、中心市街地内で認定基本計画に記載された事業を実施しようとする事業者やそれと密接な関係を有する者、当該市町村。
- ・具体的には、次のような構成が考えられる。

Aグループ（都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者）

- ①中心市街地整備推進機構（←土地開発公社等があれば、その定款の変更等）
- ②都市整備系まちづくり会社（←港都つるが株式会社等）
（←駅前土地活用に係るまちづくり会社の新設）

Bグループ（経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者）

- ①商工会又は商工会議所（←商工会議所）
- ②商業振興系まちづくり会社（←港都つるが）

- ・法的には計画認定において協議会は必置ではないが、実際の認定に当たっては、協議会設立が不可

欠の条件と考えられる。

- ・なお、敦賀市もこの協議会に参画可能。

II 中心市街地活性化基本計画の標準様式(申請書に盛り込む事項)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針
2. 中心市街地の位置及び規模
 - (1) 位置
 - (2) 区域
 - (3) 中心市街地要件に適合していることの説明
3. 中心市街地の活性化の目標
4. 区画整理事業、市街地開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
 - (1) 法に定める特別の措置に関連する事業
 - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
 - (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
 - (4) 国の支援がないその他の事業
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項
 - (1) 法に定める特別の措置に関連する事業
 - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
 - (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
 - (4) 国の支援がないその他の事業
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項
 - (1) 法に定める特別の措置に関連する事業
 - (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
 - (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
 - (4) 国の支援がないその他の事業

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- (1) 法に定める特別の措置に関連する事業
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
- (4) 国の支援がないその他の事業

8. 4から7までに掲げ事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- (1) 法に定める特別の措置に関連する事業
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
- (4) 国の支援がないその他の事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- (1) 市町村の推進体制の整備等
- (2) 中心市街地活性化協議会に関する事項
- (3) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

- (1) 都市機能の集積の促進の考え方
- (2) 都市計画手法の活用
- (3) 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等
- (4) 都市機能の集積のための事業等

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

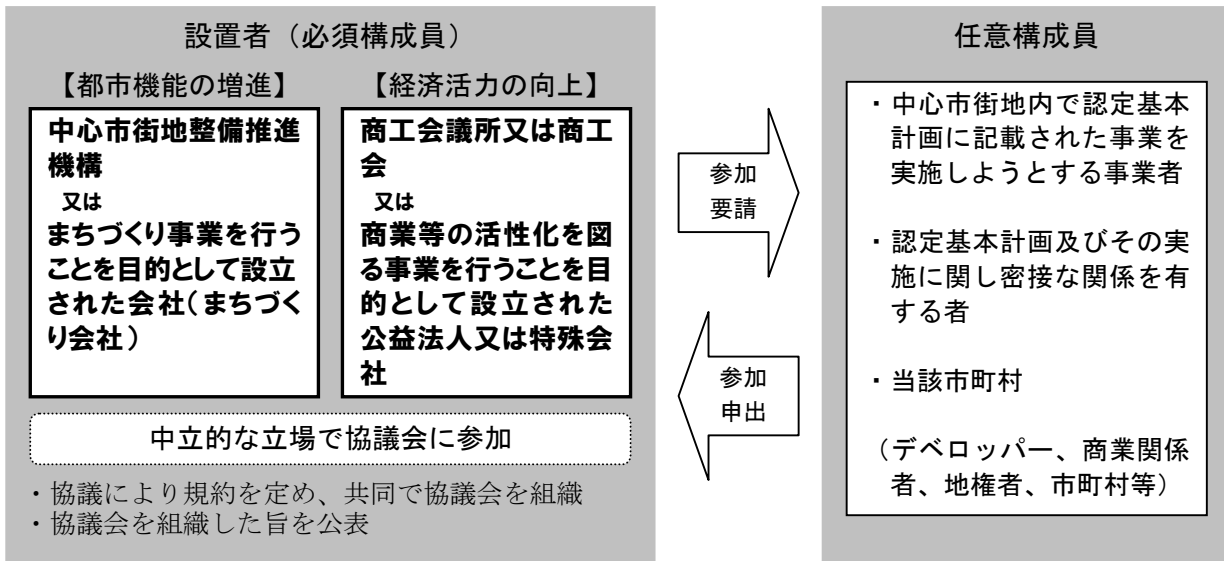
- (1) 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項
- (2) 都市計画との調和等
- (3) その他の事項

12. 認定基準に適合していることの説明

*認定条件として、準工業地域に特別用途地区の指定が必要 等

敦賀市中心市街地活性化協議会構成員案

1. 協議会のしくみ



2. 敦賀市中心市街地活性化協議会構成案

